

相続された預貯金債権の仮払い制度の創設について

平成 30 年 7 月 6 日に「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立し、相続に関する分野については、社会経済情勢の変化に対応するよう、残された配偶者の生活に配慮する方策（638 号参照）のほか、相続をめぐる紛争を防止する等の観点の方策が盛り込まれました。今号ではその中でも新しく創設された『相続された預貯金債権の仮払い制度』について説明します。

1. 現行制度

平成 28 年 1 月 19 日最高裁大法廷決定により、相続された預貯金債権は、遺産分割の対象財産に含まれることとなり、共同相続人による単独での払戻しができないこととされたことで、現行制度においては、遺産分割が終了するまでの間は、相続人単独での預貯金債権の払い戻しができません。

2. 相続された預貯金債権の仮払い制度の創設

現行制度では、被相続人の配偶者などの生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済などの資金需要があるにもかかわらず、他の相続人の同意が得られない場合、被相続人の預貯金の払い戻しができないという不都合が生じるおそれがあります。そこで、遺産分割における公平性を図りつつ、これらの資金需要に対応できるよう、相続された預貯金債権について、遺産分割前にも払戻しが受けられる制度が創設されました。この制度については、家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策と、家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策とに大別することができます。

(1) 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

預貯金債権の仮分割の仮処分については、家事事件手続法の要件を緩和することとし、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申し立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があると認めるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができることとされます。

(2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、口座ごとに以下の計算式で求められる額（ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、法務省令で定める額を限度とする。）までについては、他の共同相続人の同意がなくても単独で払戻しをすることができることとされます。

【計算式】

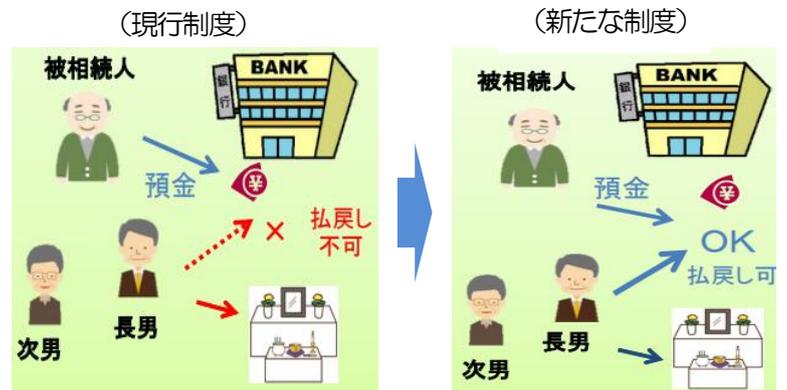
単独払戻し可能額 = (相続開始時の預貯金債権の額) × 1/3 × (当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分)

【具体例】

- ① 相続開始時の預金額：600 万円
- ② 法定相続人：長男及び二男の 2 名
- ③ 長男が葬儀費用の支払い等の為に単独で払戻しをすることができる額：

$$600 \text{ 万円} \times 1/3 \times 1/2 \text{ (法定相続分)} \\ = 100 \text{ 万円}$$

(※) 上記計算式により算出される金額は、標準的な必要生計費、平均的な葬式の費用の額やその他の事情（高齢者世帯の貯蓄状況）を勘案して法務省令で上限額が定められることとされています。



(出典：法務省ホームページ)

創設された制度の実際の利用に関しては、上記の(1)については、上限額が定められていないが、家庭裁判所への申し立てなど煩雑な手続きとコストや時間が掛かり、(2)については、家庭裁判所の手続きも不要で簡便ですが、上限額があるというメリット、デメリットがありますので、相続人の資金需要に照らし使い分けて利用されると考えられます。

なお、この新しい制度については、公布の日（平成 30 年 7 月 13 日）から 1 年以内に施行される（別途政令で指定される）こととされています。

(担当：東端 桂司)